明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―四二―三四）　一

○人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（**同**一一―八―三三）

〔告　示〕

○市の境界変更の件（**総務**三〇六）　二

○除籍が滅失した件（**法務**二七四）

○除籍の一部が滅失した件（**同**二七五）

○日本国に帰化を許可する件（**同**二七六）

○保安林の指定をする件（**農林水産**二三六一）

○保安林の指定を解除する件（**同**二三六二）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**七六九、七七〇）

○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（**環境**七三）　三

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**三四八、三四九）

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**一七三、一七四）

○都市計画に関する件（**同**一七五～一八二）　四

〔国会事項〕　五

〔人事異動〕

内閣　内閣法制局　内閣府　宮内庁
金融庁　法務省　六

〔叙位・叙勲〕　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　一〇

特殊法人等

平成二十四年度共済組合の決算（法務省・刑務）関係　二九

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年八月五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―四二―三四

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

第二項中「首席交渉官又は」を「首席交渉官、」に、「に充てられた」を「又は国土強靱化推進室次長に充てられた」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年八月五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一一―八―三三

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「首席交渉官又は」を「首席交渉官」に、「に充てられた」を「又は国土強靱化推進室次長に充てられた」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。